

地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(通則)</p> <p>第1条 地域企業経営人材確保支援事業給付金(以下「給付金」という。)の給付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、地域金融機関取引事業者支援高度化事業費補助金交付要綱(令和3年2月10日付け金監督第203号)、中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金(地域企業経営人材確保支援事業給付金)交付要綱(令和7年4月11日付け20250318財経第6号)及びその他の法令の定めによるほか、地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程(以下「規程」という。)の定めるところによる。</p> <p>(給付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の申請は、令和3年9月1日から令和8年3月31日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合はその前日)までの間に行うこと。</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 地域企業経営人材確保支援事業給付金(以下「給付金」という。)の給付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、地域金融機関取引事業者支援高度化事業費補助金交付要綱(令和3年2月10日付け金監督第203号)、中堅・中小・<u>スタートアップ</u>企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金(地域企業経営人材確保支援事業給付金)交付要綱(令和7年4月11日付け20250318財経第6号)及びその他の法令の定めによるほか、地域企業経営人材確保支援事業給付金給付規程(以下「規程」という。)の定めるところによる。</p> <p>(給付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の申請は、令和3年9月1日から<u>令和9年2月14日</u>(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合はその前日)までの間に行うこと。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、令和9年1月1日から同年2月14日までの間に申請を行うものとする。</u></p> <p>一 <u>第二章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と令和9年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から令和9年2月14日までの間に締結したとき</u></p> <p>二 <u>第三章の給付金については、給付対象企業が雇用者等と令和9年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始する雇用契約等を令和3年2月25日から令和9</u></p>

改正前	改正後
<p>4 (略)</p> <p>(給付金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 給付金の額は、給付対象企業の雇用者等1名につき、雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に雇用者等に支払われる給与等の合計額に100分の30を乗じた額とし、450万円を上限とする。ただし、当該給付対象企業が過去に当該雇用者等を対象として、第三章、第四章又は第五章の給付金の給付を受けていた場合は、当該給付金額を控除した金額を上限とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(給付要件)</p> <p>第13条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に雇用期間等が開始する無期雇用契約若しくは1年以上の有期雇用契約を締結又は役員として1年以上の委任契約を締結すること。</p> <p>三 雇用者等に対して、1年当たり500万円以上（別表に掲げる都道府県に所在する給付対象企業と前号に規定するいずれかの契約の締結を行った雇用者等であって、当該雇</p>	<p><u>年2月14日までの間に締結したとき</u></p> <p><u>三 第五章の給付金については、給付対象企業が大企業と令和9年1月1日から同年3月31日までの間に雇用期間等が開始し、かつ、出向者が給付対象企業において就業する出向契約を令和3年2月25日から令和9年2月14日までの間に締結したとき</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(給付金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 給付金の額は、給付対象企業の雇用者等1名につき、雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に雇用者等に支払われる給与等の合計額に100分の30を乗じた額とし、<u>420</u>万円を上限とする。ただし、当該給付対象企業が過去に当該雇用者等を対象として、第三章、第四章又は第五章の給付金の給付を受けていた場合は、当該給付金額を控除した金額を上限とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(給付要件)</p> <p>第13条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から<u>令和9年2月14日</u>までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から<u>令和9年</u>3月31日までの間に雇用期間等が開始する無期雇用契約若しくは1年以上の有期雇用契約を締結又は役員として1年以上の委任契約を締結すること。</p> <p>三 雇用者等に対して、1年当たり500万円以上（別表に掲げる都道府県を勤務地として給付対象企業と前号に規定するいずれかの契約の締結を行った雇用者等<u>については、</u></p>

改正前	改正後
<p>用者等の年齢が雇用期間等の開始する時点において60歳以上の場合については、450万円以上)の給与等を雇用期間等又は雇用期間等の開始から2年間のいずれか短い期間の間支払うことを約していること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(給付申請に必要な書類)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(給付要件)</p> <p>第19条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は役員として3ヵ月以上の委任契約を締結すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(給付申請に必要な書類)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(給付要件)</p> <p>第25条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p><u>それぞれ同表に掲げる1年当たりの金額以上)</u>の給与等を雇用期間等又は雇用期間等の開始から2年間のいずれか短い期間の間支払うことを約していること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(給付申請に必要な書類)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第4号に掲げる書類の写しは、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>(給付要件)</p> <p>第19条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から<u>令和9年2月14日</u>までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から<u>令和9年</u>3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の有期雇用契約を締結又は役員として3ヵ月以上の委任契約を締結すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(給付申請に必要な書類)</p> <p>第20条 (略)</p> <p><u>2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第4号に掲げる書類は、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>(給付要件)</p> <p>第25条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p>

改正前	改正後
<p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬の金額を確定し支払うこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>(給付要件)</p> <p>第31条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に大企業との間で、令和3年2月25日から令和8年3月31日までの間に outward 者の雇用期間等が開始する3ヵ月以上の outward 契約を締結すること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>(給付申請に必要となる書類)</p> <p>第32条 (略)</p>	<p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から<u>令和9年2月14日</u>までの間に機構人材リスト登録者との間で、令和3年2月25日から<u>令和9年3月31日</u>までの間に雇用期間等が開始する3ヵ月以上の請負契約等を締結し、かつ、契約が適正に履行されたことを検査又は確認し、報酬の金額を確定し支払うこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>(給付要件)</p> <p>第31条 給付要件については、次の各号によるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 給付対象企業が、令和3年2月25日から<u>令和9年2月14日</u>までの間に大企業との間で、令和3年2月25日から<u>令和9</u>年3月31日までの間に outward 者の雇用期間等が開始する3ヵ月以上の outward 契約を締結すること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>(給付申請に必要となる書類)</p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 第5条第3項ただし書きにより申請を行う場合には、前項第4号に掲げる書類は、雇用期間等が開始した後、速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この規程の改正は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第12条第2項及び第13条第3号の規定は、令和8年4月1日以降に第13条第1号のメッセージの送受信が行われた給付申請に適用する。</p>

別紙

改正前	改正後																		
別表（第13条第3号関係）	別表（第13条第3号関係）																		
一 青森県	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">勤務地</th> <th style="text-align: center;">1年当たりの金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 東京都</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">550万円</td> </tr> <tr> <td>二 神奈川県</td> </tr> <tr> <td>三 愛知県</td> </tr> <tr> <td>四 大阪府</td> </tr> <tr> <td>五 青森県</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">450万円</td> </tr> <tr> <td>六 岩手県</td> </tr> <tr> <td>七 秋田県</td> </tr> <tr> <td>八 山形県</td> </tr> <tr> <td>九 鳥取県</td> </tr> <tr> <td>十 徳島県</td> </tr> <tr> <td>十一 長崎県</td> </tr> <tr> <td>十二 宮崎県</td> </tr> <tr> <td>十三 鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>十四 沖縄県</td> </tr> </tbody> </table>	勤務地	1年当たりの金額	一 東京都	550万円	二 神奈川県	三 愛知県	四 大阪府	五 青森県	450万円	六 岩手県	七 秋田県	八 山形県	九 鳥取県	十 徳島県	十一 長崎県	十二 宮崎県	十三 鹿児島県	十四 沖縄県
勤務地	1年当たりの金額																		
一 東京都	550万円																		
二 神奈川県																			
三 愛知県																			
四 大阪府																			
五 青森県	450万円																		
六 岩手県																			
七 秋田県																			
八 山形県																			
九 鳥取県																			
十 徳島県																			
十一 長崎県																			
十二 宮崎県																			
十三 鹿児島県																			
十四 沖縄県																			
二 岩手県																			
三 宮城県																			
四 秋田県																			
五 山形県																			
六 福島県																			
七 栃木県																			
八 新潟県																			
九 石川県																			
十 福井県																			
十一 長野県																			
十二 岐阜県																			
十三 滋賀県																			
十四 奈良県																			
十五 鳥取県																			
十六 島根県																			
十七 山口県																			
十八 徳島県																			
十九 香川県																			
二十 愛媛県																			
二十一 福岡県																			
二十二 佐賀県																			
二十三 長崎県																			
二十四 熊本県																			
二十五 大分県																			
二十六 宮崎県																			
二十七 鹿児島県																			
二十八 沖縄県																			